

県へのお願い

宮城県特別支援学校PTA等連絡協議会 令和7年度「県へのお願い」の報告

宮城県特別支援学校PTA等連絡協議会（以下「宮特P連」と表記）は、令和7年11月25日（火）に県内各特別支援学校PTA等から提出して頂いた「県へのお願い」を、県庁にて提出させていただきました。

宮特P連会長（宮城県立西多賀支援学校PTA会長）望月 千尋が、知事へ「地域生活への移行に向けた支援について」、教育長へ「障害児の教育環境整備の推進について」の項目と内容を読み上げ、文書を手渡しました。それぞれ、宮城県保健福祉部長 志賀 慎治 様、宮城県教育庁副教育長 遠藤 秀樹 様に対応していただきました。



向かって左から

副会長 宮城県立視覚支援学校PTA会長
副会長 宮城県立聴覚支援学校PTA会長
宮城県保健福祉部長 志賀 慎治 様
会長 宮城県立西多賀支援学校PTA会長
副会長 宮城県立船岡支援学校PTA会長
副会長 宮城県立小松島支援学校PTA会長



向かって左から

副会長 宮城県立小松島支援学校PTA会長
副会長 宮城県立視覚支援学校PTA会長
副会長 宮城県立船岡支援学校PTA会長
副会長 宮城県立聴覚支援学校PTA会長
会長 宮城県立西多賀支援学校PTA会長
宮城県教育庁副教育長 遠藤 秀樹様
特別支援教育課特別支援教育専門監 但木 伸行様
特別支援教育課副参事兼総括課長補佐 相澤 明子様

宮城県知事 村井 嘉浩 殿へのお願い 地域生活への移行に向けた支援について（お願い）

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」は、インクルーシブ教育の原点であります。

共生社会の意識が、学校教育の場だけでなく社会全体に浸透するよう、今後も行政による御指導、御協力を賜る必要があります。障害のある児童生徒が、地域の中で共に生活、活動していくために、以下の支援について御検討を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 バリアフリーの充実について
- 2 地域生活に関する支援の充実について
- 3 卒業後の進路先の充実について

1 バリアフリーの充実について

バリアフリーの充実については、宮城県では「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」を制定し、バリアフリー化を推進していただいておりますこと、令和3年4月に「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」を施行し、これに合わせて障害者への合理的配慮の提供の促進を進めていただいておりますことに感謝申し上げます。

しかしながら、バリアフリーの視点から見てみますとまだまだ改善していただきたい事項が少なくありません。障害のある人が不自由なく、公共施設の利用が可能となるように、障害の特性に合わせた環境の整備やユニバーサルデザインの設備充実の御支援をお願い申し上げます。その中でも特にお願いしたいのは下記のとおりです。

○ JR各駅のホームドアの設置（継続）

仙台駅では、通勤・通学で混雑している時間帯において、視覚障害のある生徒は細心の注意を払いながら歩行している状況です。また、駅のホームドアは障害の有無に関わらず、安全のために必要であると思います。すべての利用者が安心してJR各駅及び仙台空港アクセス線駅の利用ができるように、引き続き要望していただけますようお願いいたします。

○ 音響式信号機、点字ブロック、視覚情報の拡充（継続）

視覚に障害があったとしても安全安心に生活できるよう、県内の音響式信号機、点字ブロックを増やしていただきたいです。

また、聴覚障害のある児童生徒が緊急避難時に状況を把握し、安全を確保できるように視覚情報が分かるようにしていただきたいです。

○ 各施設において障害者優先席の拡充、障害者が利用できる施設の拡充（継続）

障害があっても外出や楽しみを制限したくないのですが、現状では席の確保等が困難な場合があります。駐車場スペースや市営バス優先席と同じように、高速バスやスポーツ施設、公共施設などについても優先席をつくっていただきたいです。

また、周りを気にせず体を動かせる場所、医療的ケアが必要な子どもものんびり過ごせる場所など、年齢制限なく、障害の有無に関わらず利用できる場所の設置をお願いいたします。

2 地域生活に関する支援の充実について

障害児・者が地域で生活していくためには、放課後デイサービスやショートステイ先をはじめ、卒業後に入通所する福祉サービス事業所等の地域支援が不可欠となります。しかしながら、少しずつ環境が整ってはきているものの、まだまだ十分な状況ではありません。あわせて、地域間の格差も大きいと言えます。特に下記につきましては、早急な改善をお願いいたします。

○ 生活介護施設等の整備（継続）

重度の障害者及び医療的ケアの必要な障害者を受け入れてくれる放課後デイサービスやショートステイ先、卒業後の入通所施設があまりにも数が少なく、それら施設の利用を希望したとしてもなかなか利用できない状況にあります。保護者にとっては将来も含めて大きな不安となっております。障害者及びその家族の穏やかな生活を保障するためにも早急な改善をお願いいたします。

○ 福祉サービスの充実（継続）

福祉サービスの利用にあたり、利用時間の延長や土日・祝日に希望通りの利用が困難である実情があり、保護者の就労も限定されています。加えて、通勤移動や通学に係る福祉サービスにも制約があり、保護者の体調不良等の理由で、職場や学校を休ませざるを得ないケースが見受けられます。

また、卒業後は、放課後等デイサービスに相当する施設が利用できなくなりますので、保護者が就労できなくなる、雇用形態を大幅に変えざるを得なくなる、または最初から常勤雇用を諦めざるを得ない場合が多く、このことが在学中から保護者だけでなく家族全体に、精神的にも経済的にも深刻な影響を与えている事案となっております。このような状況ですので、柔軟な制度に改善していただくことを強く要望いたします。

○ 地域間格差の是正（継続）

福祉施設の数、仙台圏よりも仙台圏以外の方が圧倒的に少なく、在学中の福祉サービスはもとより、卒業時の進路もかなり限定されています。また、家事都合や緊急時に預ける施設数やグループホームなど卒業後の居住施設数にも、地域間格差があるというのが、大きな課題になっております。さらに、障害者を受け入れる病院についても地域間格差があり、遠方より仙塩地域の病院まで足を運ばなければならない実情があります。どの地域に住んでいても安心して、その地域で生活が送れるように仙台圏以外の施設、病院の新設や定員の増員をお願いいたします。

3 卒業後の進路先の充実について

宮城県の障害者雇用におきましては、令和4年4月より「障害者雇用プラスワン事業」を実施していただきました。就職を希望する障害者が一人でも多く就職し、更に就職した企業に定着できるように御支援をいただいております。各企業に「まず一人あと一人」のプラスワン雇用を働き掛けてくださっていることに感謝申し上げます。しかしながら、未だに一般就労の希望が叶わず、福祉的就労を続けている卒業生や職場での適応がうまくいかずに福祉的就労や在宅に進路を変える、福祉サービス事業所が不足し在宅等となって社会とのつながりが稀薄になっている卒業生が現状おります。

また、卒業後の学びの場の選択肢が少ないということも大きな課題となっております。卒業後の進路の充実について、特に喫緊の課題は下記のとおりです。

○ 進路先の確保（継続）

全体的に障害者数が増え続けており、卒業後の就労先や入通所先の確保が容易ではありません。特に障害の重い者や視覚・聴覚・肢体不自由・医療的ケアのある障害者の就労先は限られてしまい、かつ親の負担も大きくなります。引き続き、法定雇用率の達成と維持に向けて、障害者雇用の更な

る拡大を働き掛けてくださるようお願いいたします。また、県内の地域の多くで福祉サービス事業所が不足しており、学校卒業後、日中に活動できる場所がなく、社会とのつながりが希薄になっている様子も見受けられます。障害があっても安心して生活でき、社会とつながり、社会の一員として自分らしく生きていくための選択肢が増えていくためにも、活動できる場所の増設を強く要望いたします。

○ 卒業後の定着支援の充実（継続）

学校においても、障害への理解や卒業後のケアに力を入れているところではありますが、現状では教職員数が足りず、卒業後のアフターケアまで手が回らないという実情があります。ジョブコーチの配置や定期的な定着支援、それぞれの障害特性と対応についての理解や啓発等、行政からの働き掛けにより、一層の職場定着がなされますよう御支援をお願いいたします。

○ 高等部卒業後の学びの場の拡大（継続）

高等部卒業後、専門学校や能力開発校のような進学先を、仙台市以外の圏域にも拡大していただきたいです。高等部卒業後、「もっと学びたい」と考えている生徒も県内各地で多いと思われます。また、ゆっくり発達する生徒にとっては時間を掛けて学ぶことは大切であると考えます。一般就労や福祉サービス事業所と進む前の段階での学びの場所づくりについて、ぜひ検討していただけますよう、お願いいたします。

宮城県教育委員会 教育長 佐藤 靖彦 殿へのお願い 障害児の教育環境整備の推進について（お願い）

宮城県特別支援教育将来構想実施計画（後期）（令和2年3月）でお示しいただいたそれぞれの目標の実現に向けて御尽力いただき感謝申し上げます。さらに、第2期宮城県特別支援教育将来構想（令和7年～16年）を掲げ、継続して課題解決のために取り組んでいただいておりますが、県内の各特別支援学校が直面している以下の課題について、一刻も早い実現をお願い申し上げます。

- 1 狭隘化への対応について
- 2 施設の改築と施設設備の改善について
- 3 学習環境の充実について

1 狭隘化への対応について

県内の知的障害特別支援学校では分校も含めて、狭隘化が大きな課題となっている学校が多く、特に仙台市内とその周辺部にある知的障害特別支援学校は顕著となっている状況です。

このような状況に対して、令和6年度4月の「秋保かがやき支援学校」の開校、令和7年度の松陵支援学校の独立開校、令和8年度の古川支援学校の校舎増設（閉校する小学校の利活用）など、課題の解決に向けて具体的に取組を進めていただいておりますことに感謝申し上げます。

しかしながら、文部科学省で令和6年3月に発表した公立特別支援学校における教室不足調査では、設置基準上の必要な面積を満たしている学校数（令和5年10月現在）について宮城県は、校舎（26校中17校で全体の65.4%）、運動場（26校中11校で全体の42.3%）であり、全国平均（校舎70.0%、運動場55.5%）を下回っています。狭隘化による主な課題は下記のとおりです。早急に進めていただきますようお願いいたします。

○ 特別教室と普通教室、児童生徒が落ち着くための部屋等の確保（継続）

未だに知的障害特別支援学校では、特別教室の普通教室への転用、複数学年・学級の教室共用、休憩や遊びに利用するホールの減少、プレハブ校舎増設による校庭の削減等があり、児童生徒の教育環境の改善が大きな課題になっています。このように教育環境を十分に確保できない状況は、障害のある子どもへのきめ細やかな教育の実現のために大きな障害となります。また、上記のような環境では、災害時に障害児を迅速に避難させることが困難であり、子どもの命を守るという、安全な学校教育への懸念が生じますので、特別教室と普通教室、児童生徒が落ち着くための部屋等の確保について、継続して進めていただきますよう、お願いいたします。

○ P T A 活動、教育相談等で使用可能な部屋の確保（継続）

狭隘化の学校では、P T A 活動や教育相談のための相談室や会議室の確保も難しい状況があります。P T A の役員会を行う際に、近くの公民館を借りなければならないほど、教室不足している学校もあります。また、現在、特別支援学校のセンター的機能から、外部からの来校相談も増えていますが、相談室の確保も難しい状況がみられますので、P T A 活動と併せて、各学校で必要な部屋の確保を要望いたします。

○ 給食の確保（継続）

児童生徒数の増加に伴い、給食提供可能数が児童生徒数を下回り、実際に給食指導を行う教員への給食の提供ができない学校があり、早急の改善が必要であると思いますので、ご検討よろしく願いいたします。

2 施設の改築と施設設備の改善について

県立特別支援学校においては、建築後長い年月を経て、校舎・寄宿舎の老朽化が進んでおり、学校生活を送る上で様々な不便をきたしている学校があります。このような状況に対し、視覚支援学校や聴覚支援学校の改築など、計画的に進めていただいておりますことに感謝申し上げます。

しかしながら、老朽化による様々な施設設備の問題はもとより、各学校で抱える施設設備の問題もまだまだ改善されていない状況が続いています。児童生徒が安全に、また安心して健康的に過ごせる学習環境のためにも、施設設備の早期の改善をお願いいたします。下記は特にお願いしたい重要事項です。

○ 老朽化による校舎、寄宿舎の改築（継続）

築後約50年が経過している校舎・寄宿舎が増えてきており、中にはこれから築後60年を迎え、老朽化が限界まできている学校・寄宿舎が出てきます。老朽化による様々な問題は、学校運営上、大変危惧されるものであることから、老朽化による校舎、寄宿舎の改築を計画的に進めていただきたいと思っております。

○ 電話回線の増設（継続）

狭隘化の学校では、電話回線が2つしかないところが多く、必要な電話をしても不通となることが常態化しています。保護者からの要望、または連携を図るために、児童生徒数や教職員数に合わせた回線の増加をお願いいたします。また、現在、各校に緊急用の携帯電話を整備していただいておりますが、宿泊学習や校外学習、進路指導等校外での緊急時用として使用しているため、各校で台数が不足しております。是非、携帯電話の台数を増やすなどしていただき、学校と家庭等との連絡体制の強化が図られるようお願いいたします。

○ エレベーターの設置（継続）

校舎で必要なエレベーターが設置されていない学校、または老朽化のためにエレベーターが使えない学校があります。車椅子の児童生徒でも安全で充実した学校生活を送ることができるよう、早急な設置を要望いたします。

○ 防災対策のための施設設備の拡充（継続）

危険性を理解することが難しい児童生徒が多いため、災害時に児童生徒を迅速に避難させることが困難であり、児童生徒の命を守るためにも、人員・施設面共に拡充することと、セキュリティの強化をお願いいたします。

3 学習環境の充実について

医療的ケアを要する児童生徒に対する看護師の勤務体制の見直し、児童生徒の多様な教育的ニーズに応える学びの場所の実現に向けて、学習環境の整備をお願いいたします。次の3点については特にお願いたします。

○ 医療的ケア対象児の看護師付き添いの拡充（継続）

医療的ケアを要する児童生徒は、日常の学校生活では看護師による医療行為を受けながら学習活動を行っています。医療的ケアを要する児童生徒は、現在、宿泊を伴う行事には保護者の付き添いが必要なため、兄弟や家庭の事情で保護者が付き添えず、宿泊学習や修学旅行に参加できない事例があります。もし、看護師の同行が可能になれば、保護者の負担も軽減し、児童生徒の学習目的も達成できます。また、他県では、スクールバスに看護師が添乗することで、医療的ケアを要する児童生徒もスクールバスでの通学が実現しているところがあると伺っております。宮城県では、「医療的ケア児の通学支援」のモデル事業を実施していただいているところですが、支援の拡大と医療的ケアを要する児童生徒に対する看護師の勤務体制の改善を進めていただきますよう、お願いいたします。

○ 高等部生徒のスクールバス利用（継続）

昨年度もお願いしておりますが、小学部・中学部のみではなく、高等部生徒も希望者はスクールバス利用が可能となるようお願いいたします。公共交通機関の乏しい地域にある学校では、高等部生徒も登下校の安全面での配慮が欠かせません。高等部生徒に対しても通学及び学習の保障として、スクールバスの路線設定が可能となりますよう、御検討をお願いいたします。

○ プール待合室や体育館への冷風機やエアコンの設置（継続）運動場の確保（新規）

昨今の夏場の暑さのため、体育館やプールでの活動を止めなければならない状況がありました。現在、特別支援学校の体育館への冷風機等設置のための検討が進んでおりますこと、心より感謝申し上げます。体を動かすことは健康な体をつくる上で欠かせないことであり、体育におけるプール活動や体育館での様々な活動が児童生徒に保障できますよう、早急な対応をお願いいたします。

また、十分な運動場が確保できず、借用したり、アスファルトの駐車場を使用したりして対応している実情があります。伸び伸びと活動する場所が必要です。児童生徒が安心して安全に学ぶことができるよう、教育環境の整備を計画的に進めていただけますよう、お願いいたします。

県へのお願い（回答）

担	企画部交通政策課交通政策班 (TEL:211-2436)
当	土木部空港臨空地域課空港・アクセス鉄道調整班 (TEL:211-3227)

件 名	<p>1 バリアフリーの充実について</p> <p>バリアフリーの充実については、宮城県では「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」を制定し、バリアフリー化を推進していただいておりますこと、令和3年4月に「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」を施行し、これに合わせて障害者への合理的配慮の提供の促進を進めていただいておりますことに感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、バリアフリーの視点から見ますとまだまだ改善していただきたい事項が少なくありません。障害のある人が不自由なく、公共施設の利用が可能となるように、障害の特性に合わせた環境の整備やユニバーサルデザインの設備充実の御支援をお願い申し上げます。その中でも特にお願いしたいのは下記のとおりです。</p>
	<p>① JR各駅のホームドアの設置（継続）</p> <p>仙台駅では、通勤・通学で混雑している時間帯において、視覚障害のある生徒は細心の注意を払いながら歩行している状況です。また、駅のホームドアは障害の有無に関わらず、安全のために必要であると思います。すべての利用者が安心してJR各駅及び仙台空港アクセス線駅の利用ができるように、引き続き要望していただけますようお願いいたします。</p>
回 答	<p>○ JR各駅へのホームドアの設置につきましては、これまでもJR東日本に対して、県内各市町と連携し、宮城県鉄道整備促進期成同盟会を通じて、要望しており、今年1月にも同盟会会長である宮城県議会議長から同社に対して直接要望を行いました。</p> <p>○ また、仙台空港アクセス線につきましては、JR東日本の車両と相互乗り入れを行っているため、仙台空港鉄道株式会社からは、単独での設置は難しいとの回答を受けております。</p> <p>○ 県としましては、ホームドアの設置は、全ての利用者が安心して鉄道駅を利用するために必要であると考えていることから、引き続き両社に対し、ホームドアの設置を進めていただけるよう要望してまいります。</p>

担	保健福祉部社会福祉課地域福祉推進班 (TEL:211 - 2519)
当	保健福祉部障害福祉課企画推進班 (TEL:211 - 2538)

<p>件名</p>	<p>1 バリアフリーの充実について</p> <p>③ 各施設において障害者優先席の拡充、障害者が利用できる施設の拡充（継続）</p> <p>障害があっても外出や楽しみを制限したくないのですが、現状では席の確保等が困難な場合があります。駐車場スペースや市営バス優先席と同じように、高速バスやスポーツ施設、公共施設などについても優先席をつくっていただきたいです。</p> <p>また、周りを気にせず体を動かせる場所、医療的ケアが必要な子どもものんびり過ごせる場所など、年齢制限なく、障害の有無に関わらず利用できる場所の設置をお願いいたします。</p>
<p>回答</p>	<p>○ 県では、「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」や「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」を制定し、誰もが安心して生活を営むことができる住みよい社会や、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しております。また、国においては、昨年4月の改正障害者差別解消法の施行により、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されたところです。</p> <p>○ これまで、県では公益的施設等の整備基準に適合した施設整備を促進するための建築関係団体への依頼や県広報誌による周知のほか、事業者の合理的な配慮の提供を促進するためのリーフレットによる広報を実施してまいりました。</p> <p>○ また、土木部が所管する県立都市公園では、安全・安心な公園環境の構築に向け、老朽化した既存遊具の更新等に合わせ、インクルーシブ遊具の整備を進めており、これまでに2公園（矢本海浜緑地、宮城県総合運動公園）で6基のインクルーシブ遊具を整備し、使用を開始しております。</p> <p>○ 広く事業者が条例や法の趣旨を理解し、基準に適合した施設整備など合理的配慮の提供が実現できるよう、事業者への更なる周知に取り組むとともに、インクルーシブ遊具への更新等をはじめとして障害の有無に関わらず、全ての県民が安心して生活を営むことのできる住みよい社会の実現に向けたユニバーサルデザインの普及に努めてまいります。</p>

<参考：共生社会づくり条例に関連した取組>

「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」(R3.4.1施行)

◆概要

本条例では、障害を理由とする差別解消や共生社会の実現等を図るための施策を講じることとしているほか、合理的配慮の提供を事業者に義務付けている。

◆令和7年度の各種取組

1 差別解消のための体制整備

① 宮城県障害者差別相談センター

障害を理由とする不当な差別や合理的配慮の不提供等に関する相談対応を行う。

② 宮城県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会

相談では解決しない事業者の事案に関し、解決のためのあっせんを行うことができる。

2 共生社会の実現

① 普及啓発用リーフレット、ステッカーの作成

「差別解消」「合理的な配慮」の認知度向上に向けたリーフレットを作成し、小学校や事業者に配布している。また、ステッカーを作成し、JR・地下鉄・バス等の車内への掲示を行う。

② 交流による相互理解の促進

「差別解消」「合理的な配慮」の認知度向上に向けて、相互交流イベントを実施。

③ 障害者アート作品を通じた相互理解促進事業

- ・ まちの賑わう場所やWebサイトでの障害者アート作品の展示や交流イベントの開催。
- ・ 障害者アート作品の商品・広告等への活用に向けた取組。

(様式2)

担当	保健福祉部障害福祉課企画推進班 (TEL:211-2538) 施設支援班 (TEL:211-2544)
----	--

件名	<p>2 地域生活に関する支援の充実について 障害児・者が地域で生活していくためには、放課後デイサービスやショートステイ先をはじめ、卒業後に入通所する福祉サービス事業所等の地域支援が不可欠となります。 しかしながら、少しずつ環境が整ってはきているものの、まだまだ十分な状況ではありません。あわせて、地域間の格差も大きいと言えます。特に下記につきましては、早急な改善をお願いいたします。</p> <p>① 生活介護施設等の整備（継続） 重度の障害者及び医療的ケアの必要な障害者を受け入れてくれる放課後デイサービスやショートステイ先、卒業後の入通所施設があまりにも数が少なく、それら施設の利用を希望したとしてもなかなか利用できない状況にあります。 保護者にとっては将来も含めて大きな不安となっております。障害者及びその家族の穏やかな生活を保障するためにも早急な改善をお願いいたします。</p>
回答	<p>○ 障害福祉サービスを提供する事業所数は、住民のニーズや既存施設の状況を踏まえ、一義的には各市町村が「障害福祉計画」で定めるサービス利用量に応じて決定するものになります。</p> <p>○ 県においては、各市町村の状況を把握するとともに、広域的な視点から地域全体のバランスを考慮し、社会福祉施設等の施設整備を行う法人に対して補助金を交付するなど、各市町村における福祉の向上を支援してまいります。</p>

(様式2)

担当 保健福祉部障害福祉課企画推進班 (TEL:211-2538)
運営指導班 (TEL:211-2558)

件名	<p>2 地域生活に関する支援の充実について</p> <p>② 福祉サービスの充実（継続） 福祉サービスの利用にあたり、利用時間の延長や土日・祝日に希望通りの利用が困難である実情があり、保護者の就労も限定されています。加えて、通勤移動や通学に係る福祉サービスにも制約があり、保護者の体調不良等の理由で、職場や学校を休ませざるを得ないケースが見受けられます。</p> <p>また、卒業後は、放課後等デイサービスに相当する施設が利用できなくなりますので、保護者が就労できなくなる、雇用形態を大幅に変えざるを得なくなる、または最初から常勤雇用を諦めざるを得ない場合が多く、このことが在学中から保護者だけではなく家族全体に、精神的にも経済的にも深刻な影響を与えている事案となっております。</p> <p>このような状況ですので、柔軟な制度に改善していただくことを強く要望いたします。</p>
回答	<p>○ 障害のある方を支援する取組としては、障害の程度等により個人ごとに支給される障害福祉サービスと、県や市町村が利用者の状況に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業がありますが、いずれも全国一律の制度となっており、国に対しては、地域における障害者の日常生活や社会生活の実態を踏まえた上で必要な見直しを行うとともに、地方自治体への財政的な支援の充実・強化を図ることを要望しております。</p> <p>○ 県としましては、放課後等デイサービスの利用時間の延長や休日等の利用などのサービスの充実を図るため、事業所に対する集団指導や運営指導を通じて、障害児通所給付費における延長支援加算の取扱いを紹介し周知しております。</p> <p>○ さらに、事業所指導を通して、令和6年7月に改定された「放課後等デイサービスガイドライン」（こども家庭庁作成）を遵守しているか確認するとともに、必要に応じて助言を行うことにより、サービスの質の向上を図るほか、事業所の業務改善やキャリアアップ支援等の取組を支援し、障害福祉分野における人材の確保や育成を支援してまいります。</p>

(様式2)

担当

保健福祉部障害福祉課企画推進班 (TEL:211-2538)

件名	<p>2 地域生活に関する支援の充実について</p> <p>③ 地域間格差の是正（継続）</p> <p>福祉施設の数が、仙台圏よりも仙台圏以外の方が圧倒的に少なく、在学中の福祉サービスはもとより、卒業時の進路もかなり限定されています。また、家事都合や緊急時に預ける施設数やグループホームなど卒業後の居住施設数にも、地域間格差があるというのが、大きな課題になっております。</p> <p>さらに、障害者を受け入れる病院についても地域間格差があり、遠方より仙塩地域の病院まで足を運ばなければならない実情があります。</p> <p>どの地域に住んでいても安心して、その地域で生活が送れるように仙台圏以外の施設、病院の新設や定員の増員をお願いいたします。</p>
回答	<p>○ 障害福祉サービスを提供する事業所数は人口規模に応じた違いはありますが、住民のニーズや既存の施設の状況を踏まえ、各市町村が「障害福祉計画」で定めるサービス利用量に応じて決定しています。</p> <p>○ 「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」では、令和8年度までの圏域ごとの事業所数の計画を定めておりますが、令和6年度の達成率は、放課後等デイサービスでは77.8パーセントから111.8パーセントであり、共同生活援助では75.3パーセントから93.5パーセントとなっており、地域間格差は限定的であると認識しております。</p> <p>○ 県としましては、各市町村の状況を把握するとともに、広域的な視点から地域全体のバランスを考慮し、社会福祉施設等の施設整備を行う法人に対して補助金を交付するなど、各市町村における福祉の向上を支援してまいります。</p> <p>○ 一方、人口減少に伴い、医師、看護師等の医療資源が限られ、医療需要の減少も見込まれる中で、病院を新設することは難しい状況となっているものと認識しております。</p> <p>○ 県としては、地域の持続可能な地域医療提供体制を確保するため、医療機関等への必要な支援に努めてまいります。</p>

(様式2)

担 経済商工観光部雇用対策課雇用推進班 (TEL:211-2772)
当 保健福祉部障害福祉課企画推進班 (TEL:211-2538)

件 名	<p>3 卒業後の進路先の充実について</p> <p>宮城県の障害者雇用におきましては、令和4年4月より「障害者雇用プラスワン事業」を実施していただきました。就職を希望する障害者が一人でも多く就職し、更に就職した企業に定着できるように御支援をいただいております、各企業に「まず一人あと一人」のプラスワン雇用を働き掛けてくださっていることに感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、未だに一般就労の希望が叶わず、福祉的就労を続けている卒業生や職場での適応がうまくいかずに福祉的就労や在宅に進路を変える、福祉サービス事業所が不足し在宅等となって社会とのつながりが稀薄になっている卒業生が現状おります。</p> <p>また、卒業後の学びの場の選択肢が少ないということも大きな課題となっております。卒業後の進路の充実について、特に喫緊の課題は下記のとおりです。</p> <p>① 進路先の確保（継続）</p> <p>全体的に障害者数が増え続けており、卒業後の就労先や入通所先の確保が容易ではありません。特に障害の重い者や視覚・聴覚・肢体不自由・医療的ケアのある障害者の就労先は限られてしまい、かつ親の負担も大きくなります。引き続き、法定雇用率の達成と維持に向けて、障害者雇用の更なる拡大を働き掛けてくださるようお願いいたします。</p> <p>また、県内の地域の多くで福祉サービス事業所が不足しており、学校卒業後、日中に活動できる場所がなく、社会とのつながりが希薄になっている様子も見受けられます。</p> <p>障害があっても安心して生活でき、社会とつながり、社会の一員として自分らしく生きていくための選択肢が増えていくためにも、活動できる場所の増設を強く要望いたします。</p>
回 答	<p>○ 障害者雇用については、障害者自身の働く意識の向上及び社会全体の理解と関心の高まりなどを背景に、令和6年度における県内の民間企業の障害者雇用数及び障害者雇用率が過去最高を更新するなど着実に進展している一方で、法定雇用率には達しておらず、依然として厳しい状況が続いております。</p> <p>○ そのため、県内企業における障害者雇用のより強力な推進に向けて、就職希望の障害者と求人意欲の高い企業との合同面接会を行ったほか、宮城県商工会連合会等の県内経済5団体に対し、宮城県、仙台市、宮城労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部の連名で、①障害者雇用の一層の促進、②法定雇用率未達成企業における法定雇用率の早期達成、③職場定着に向けた取組の推進、④職場見学及び職場実習の受入れ、⑤障害者に対する差別禁止及び合理的配慮の提供の5項目を内容とした「障害者の雇用促進・維持等に関する要請」を行うとともに、県内企業のうち、法定雇用義務のある企業約2,100社に要請書を送付し、障害者雇用の促進を図っております。</p> <p>○ また、障害者雇用の普及啓発や理解促進を通じた雇用促進のため、関係機関との連携により、優良事業所や優秀勤労障害者等を表彰する「宮城県障害者雇用支援のつどい」を開催するとともに、企業訪問や企業の人事担当者等を対象としたセミナー、特別支援学校の授業風景や実習状況の見学会の開催などを通じて、障害特性への理解や障害特性に応じた環境整備などの理解促進を図っているところです。</p>

回
答

- さらに、令和5年度には、亘理町において「わたり・みやぎ障害者雇用推進企業ネットワーク」を立ち上げたほか、令和6年度は利府町及び大崎市でも同様にネットワークを立ち上げ、官民の関係者が一体になり、地域の障害者雇用率の向上と安定した就業機会の確保を目指す取組も実施しております。
- 他方、サービス事業所の整備につきましては、一義的には各市町村が「障害福祉計画」で定めるサービス利用量に応じて推進するものになりますが、県としましても、各市町村の状況を把握するとともに、広域的な視点から地域全体のバランスを考慮し、社会福祉施設等の施設整備を行う法人に対して補助金を交付するなど、各市町村における福祉の向上を支援しております。
- また、今年10月からは新たな障害福祉サービスとして、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合ったサービスを選択できるよう「就労選択支援」が開始されたところであり、事業が円滑に進むよう各種調整を継続して行うこととしております。
- 引き続き、国や市町村等の関係機関と連携しながら、障害者雇用や障害者福祉行政の推進に努めてまいります。

(様式2)

担当

経済商工観光部雇用対策課雇用推進班 (TEL:211-2772)

件名	<p>3 卒業後の進路先の充実について</p> <p>② 卒業後の定着支援の充実（継続） 学校においても、障害への理解や卒業後のケアに力を入れているところではありますが、現状では教職員数が足りず、卒業後のアフターケアまで手が回らないという実情があります。ジョブコーチの配置や定期的な定着支援、それぞれの障害特性と対応についての理解や啓発等、行政からの働き掛けにより、一層の職場定着がなされますよう御支援をお願いいたします。</p>
回答	<ul style="list-style-type: none">○ 県内の企業が、就職を希望する障害者を1人でも多く雇用し、さらに就業した方が、就職した企業に長く勤め、職場において、能力の向上やキャリアアップを図ることは重要であると認識しております。○ このため、前述した、宮城県、仙台市、宮城労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部の連名で行う「障害者の雇用促進・維持等に関する要請」において、経済団体や事業主に対して、障害者が安定した職業に就き、職業生活においてその能力を最大限発揮することができるよう、職場定着に向けた取組の推進についての働きかけを行っております。○ また、企業の人事担当者からも、障害者の雇い入れや雇用後の職場への適応や定着に関し、ノウハウがなく、どのような支援を行えばよいかわからないなどの課題や悩みの声も聞かれたことから、県では、令和7年度から障害者短期離職防止促進事業を新たに開始し、雇用される障害者の特性に応じた合理的配慮についての助言など、伴走型の支援を行うことで、障害者の短期離職を防止する取組を始めております。○ 加えて、県の事業における企業訪問により把握した個々の企業における定着支援に関する課題に対しては、障害者就業・生活支援センターや障害者職業センターなどの支援機関に対し、障害者の就労や就労をするための日常生活支援、ジョブコーチ（職場適応援助者）派遣による職場環境整備の助言を要請するなど、関係機関と連携した支援も引き続きを行っています。○ 今後につきましても、企業に対し、障害者が就職した職場に定着できるような環境整備を促すとともに、関係機関と連携しながら、障害者の職場適応や職場への定着を支援し、より一層の障害者雇用の促進に努めてまいります。

(様式2)

担当	経済商工観光部産業人材対策課人材育成第二班 (TEL:211 - 2763) 教育庁生涯学習課生涯学習企画振興班 (TEL:211-3653)
----	--

件名	3 卒業後の進路先の充実について
	③ 高等部卒業後の学びの場の拡大 (継続) 高等部卒業後、専門学校や能力開発校のような進学先を、仙台市以外の圏域にも拡大していただきたいです。高等部卒業後、「もっと学びたい」と考えている生徒も県内各地で多いと思われます。また、ゆっくり発達する生徒にとっては時間を掛けて学ぶことは大切であると考えます。一般就労や福祉サービス事業所と進む前の段階での学びの場所づくりについて、ぜひ検討していただけますよう、お願いいたします。
回答	<p>○ 県では、身体・精神など様々な障害を持った方々に対する専門的な職業訓練を行う施設として宮城障害者職業能力開発校を運営しております。本校は国が設置し、本県が委託を受けて運営している施設で、その方々の能力に適應する職種について必要な基礎技能を習得いただき、就業による自立を図るとともに、社会の発展に寄与する技能者を養成することを目的としております。</p> <p>○ 本校では、通校が困難な方々のために寄宿舎を併設しており、仙台市以外の地域の方々にも御利用いただいております。</p> <p>○ 今後とも、技能実習のほか、ビジネスマナーの習得など、企業ニーズに対応できる訓練を実施するなど、障害特性等に応じたきめ細かな就職支援に努めてまいりますので、高等部卒業後の進路の一つとして御検討いただければと考えております。</p> <p>※ 宮城障害者職業能力開発校の老朽化に対しては、国に対して修繕や改修を要望しております。</p> <p>○ その他、「学びを通じたみやぎの共生社会推進事業」として、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指し、学校を卒業しても学び続けることができる持続可能で循環できる仕組みを形成するため、県内各地で、障害者が地域の一員として学べる学習プログラムなど、人と人、団体と団体をつなぎ、地域・圏域ごとに事業を継続できる仕組みを構築するための取組を令和5年度より実施しております。</p>

担 当	教育庁 特別支援教育課 整備計画班、教育指導班
--------	-------------------------

件 名	<p>1 狭隘化への対応について</p> <p>県内の知的障害特別支援学校では分校も含めて、狭隘化が大きな課題となっている学校が多く、特に仙台市内とその周辺部にある知的障害特別支援学校は顕著となっている状況です。</p> <p>このような状況に対して、令和6年度4月の「秋保かがやき支援学校」の開校、令和7年度の松陵支援学校の独立開校、令和8年度の古川支援学校の校舎増設（閉校する小学校の利活用）など、課題の解決に向けて具体的に取組を進めていただいておりますことに感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、文部科学省で令和6年3月に発表した公立特別支援学校における教室不足調査では、設置基準上の必要な面積を満たしている学校数(令和5年10月現在)について宮城県は、校舎(26校中17校で全体の65.4%)、運動場(26校中11校で全体の42.3%)であり、全国平均(校舎70.0%、運動場55.5%)を下回っています。狭隘化による主な課題は下記のとおりです。早急に進めていただきますようお願いいたします。</p> <p>① 特別教室と普通教室、児童生徒が落ち着くための部屋等の確保（継続）</p> <p>未だに知的障害特別支援学校では、特別教室の普通教室への転用、複数学年・学級の教室共用、休憩や遊びに利用するホールの減少、プレハブ校舎増設による校庭の削減等があり、児童生徒の教育環境の改善が大きな課題になっています</p> <p>このように教育環境を十分に確保できない状況は、障害のある子どもへのきめ細やかな教育の実現のために大きな障害となります。</p> <p>また、上記のような環境では、災害時に障害児を迅速に避難させることが困難であり、子どもの命を守るといふ、安全な学校教育への懸念が生じますので、特別教室と普通教室、児童生徒が落ち着くための部屋等の確保について、継続して進めていただきますよう、お願いいたします。</p>
回 答	<p>仙台圏域の知的障害特別支援学校の狭隘化は喫緊の課題と認識しており、これまで、第2期県立特別支援学校教育環境整備計画に基づき、新設校や分校仮設校舎の設置などの取組を進めてきたところです。しかし、近年の特別支援学校に就学する児童生徒数の増加や特別支援学校設置基準等を考慮すると、現在予定している取組を全て実施したとしても狭隘化の解消までには至らず、今後より一層の狭隘化解消に向けた取組が必要と考えております。</p> <p>県教育委員会としては、令和7年3月に策定した第2期宮城県特別支援教育将来構想実施計画（前期）に基づき、特別支援学校設置基準で求められる水準の確保に向けた取組を進めるとともに、子どもに対するきめ細やかな教育を展開していくため、普通教室を優先に、特別教室や児童生徒が落ち着くための部屋などが確保できるよう、引き続き教育環境の整備に取り組んでまいります。</p>

担
当

教育庁 特別支援教育課 整備計画班、教育指導班

件
名

1 狭隘化への対応について

② P T A活動、教育相談等で使用可能な部屋の確保（継続）

狭隘化の学校では、P T A活動や教育相談のための相談室や会議室の確保も難しい状況があります。P T Aの役員会を行う際に、近くの公民館を借りなければならないほど、教室不足している学校もあります。

また、現在、特別支援学校のセンター的機能から、外部からの来校相談も増えていますが、相談室の確保も難しい状況がみられますので、P T A活動と併せて、各学校で必要な部屋の確保を要望いたします。

回
答

特別支援学校のセンター的機能については、相談件数が増加しているとともに、今後も関係機関との更なる連携等を図っていく必要があるため、学校の諸活動において必要とされる部屋等を確保できるよう、引き続き教育環境の整備に取り組んでまいります。

担
当

教育庁 特別支援教育課 整備計画班、教育指導班

件
名

1 狭隘化への対応について

③ 給食の確保（継続）

児童生徒数の増加に伴い、給食提供可能数が児童生徒数を下回り、実際に給食指導を行う教員への給食の提供ができない学校があり、早急の改善が必要であると思
いますので、ご検討よろしくお願いいたします。

回
答

児童生徒数の増加に伴い、各学校の給食施設で提供できる食数では不足が生じて
おり、担任等の給食指導において支障が生じていることから、各学校で必要とされ
る給食の食数を確保できるよう、引き続き教育環境の整備に取り組んでまいります。

担 当	教育庁 特別支援教育課 企画管理班、整備計画班、 教育指導班
	教育庁 施設整備課 県立施設第一班、県立施設第二班

件 名	<p>2 施設の改築と施設設備の改修について</p> <p>県立特別支援学校においては、建築後長い年月を経て、校舎・寄宿舎の老朽化が進んでおり、学校生活を送る上で様々な不便をきたしている学校があります。このような状況に対し、視覚支援学校や聴覚支援学校の改築など、計画的に進めていただいておりますことに感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、老朽化による様々な施設設備の問題はもとより、各学校で抱える施設設備の問題もまだまだ改善されていない状況が続いています。児童生徒が安全に、また安心して健康的に過ごせる学習環境のためにも、施設設備の早期の改善をお願いいたします。下記は特にお願いしたい重要事項です。</p> <p>① 老朽化による校舎、寄宿舎の改築（継続）</p> <p>築後約50年が経過している校舎・寄宿舎が増えてきており、中にはこれから築後60年を迎え、老朽化が限界まできている学校・寄宿舎が出てきます。老朽化による様々な問題は、学校運営上、大変危惧されるものであることから、老朽化による校舎、寄宿舎の改築を計画的に進めていただきたいと思います。</p>
回 答	<p>特別支援学校の施設整備については、「宮城県県立学校施設整備計画」に基づき、老朽化した校舎等の改修・改築事業を計画的に実施しており、現在、視覚支援学校及び聴覚支援学校の校舎等の改築事業を始め、各種施設・設備の改修工事や修繕などの環境整備に取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、各学校の要望も踏まえながら、教育活動に支障が出ることがないように、計画的に整備等を行ってまいります。</p>

担 当	教育庁 特別支援教育課 企画管理班、整備計画班、 教育指導班
	教育庁 施設整備課 県立施設第一班、県立施設第二班

件 名	<p>2 施設の改築と施設設備の改修について</p> <p>② 電話回線の増設（継続）</p> <p>狭隘化の学校では、電話回線が2つしかないところが多く、必要な電話をしても不通となることが常態化しています。保護者からの要望、または連携を図るために、児童生徒数や教職員数に合わせた回線の増加をお願いしたいです。</p> <p>また、現在、各校に緊急用の携帯電話を整備していただいておりますが、宿泊学習や校外学習、進路指導等校外での緊急時用として使用しているため、各校で台数が不足しております。是非、携帯電話の台数を増やすなどしていただき、学校と家庭等との連絡体制の強化を図られるようお願いいたします。</p>
回 答	<p>電話回線の増設については、各学校の状況や意向を十分に確認しながら、学校運営に支障を来さないよう必要な整備を進めてまいります。</p>

担 当	教育庁 特別支援教育課 企画管理班、整備計画班、 教育指導班
	教育庁 施設整備課 県立施設第一班、県立施設第二班

件 名	<p>2 施設の改築と施設設備の改修について</p> <p>③ エレベーターの設置（継続）</p> <p>校舎に必要なエレベーターが設置されていない学校、または老朽化のためにエレベーターが使えない学校があります。車椅子の児童生徒でも安全で充実した学校生活を送ることができるよう、早急な設置を要望いたします。</p>
回 答	<p>校舎等のエレベーターについては、改築や改修の時期に合わせて更新や新設を行うとともに、その他の老朽化したエレベーターについても各学校の要望を踏まえながら、計画的に整備等を行ってまいります。</p>

担 当	教育庁 特別支援教育課 企画管理班、整備計画班、 教育指導班
	教育庁 施設整備課 県立施設第一班、県立施設第二班

件 名	<p>2 施設の改築と施設設備の改修について</p> <p>④ 防災対策のための施設設備の拡充（継続）</p> <p>危険性を理解することが難しい児童生徒が多いため、災害時に児童生徒を迅速に避難させることが困難であり、児童生徒の命を守るためにも、人員・施設面共に拡充することと、セキュリティの強化をお願いいたします。</p>
回 答	<p>特別支援学校においては、幼児児童生徒の発達段階や障害特性に応じた安全教育や防災教育に取り組むとともに、危機管理マニュアルの整備と教職員の共通理解及び適切な訓練の実施等を通して、幼児児童生徒の生命や身体を守るための体制整備に努めております。</p> <p>各学校では、地震や津波、火災や不審者など、学校や地域の実情に応じた危険に対する訓練を複数回実施し、全教職員が役割分担を明確にした上で、幼児児童生徒が教師と一緒に迅速に避難できるよう努めているところです。</p> <p>また、災害時において特にサポートが必要となる医療的ケア児の増加に伴い、在校時に発災した際の備えを講じる必要があることから、保護者等へ引継ぎするまでのケア対応等が適切に行えるよう非常用発電機の整備を進めるなど、引き続き施設設備面での対策に取り組んでまいります。</p> <p>県教育委員会では、引き続き適正な教職員数の配置と幼児児童生徒の安全を最優先にした教育環境の整備に取り組んでまいります。</p>

担	教育庁 特別支援教育課 整備計画班
当	教育庁 施設整備課 県立施設第一班、県立施設第二班

	<p>3 学習環境の充実について</p> <p>医療的ケアを要する児童生徒に対する看護師の勤務体制の見直し、児童生徒の多様な教育的ニーズに応える学びの場所の実現に向けて、学習環境の整備をお願いいたします。次の3点については特にお願いいたします。</p> <p>① 医療的ケア対象児の看護師付き添いの拡充（継続）</p> <p>医療的ケアを要する児童生徒は、日常の学校生活では看護師による医療行為を受けながら学習活動を行っています。</p> <p>医療的ケアを要する児童生徒は、現在、宿泊を伴う行事には保護者の付き添いが必要なため、兄弟や家庭の事情で保護者が付き添えず、宿泊学習や修学旅行に参加できない事例があります。もし、看護師の同行が可能になれば、保護者の負担も軽減し、児童生徒の学習目的も達成できます。</p> <p>また、他県では、スクールバスに看護師が添乗することで、医療的ケアを要する児童生徒もスクールバスでの通学が実現しているところがあると伺っております。宮城県では、「医療的ケア児の通学支援」のモデル事業を実施していただいているところですが、支援の拡大と医療的ケアを要する児童生徒に対する看護師の勤務体制の改善を進めていただきますよう、お願いいたします。</p>
<p>回 答</p>	<p>宿泊学習等への看護師の同行については、体調変化を起こしやすい夜間や早朝の健康状態等を十分に把握するとともに、緊急時等においても適切に対応できるよう体制を整えることが必要であると考えております。あわせて、看護師の勤務条件などを整理する必要があることから、本県の状況に応じた宿泊学習への支援の在り方について検討してまいります。</p> <p>また、医療的ケアが必要な児童生徒については、多くの児童生徒が利用しているスクールバスに同乗させることとした場合、安全面や衛生面、緊急時の対応等に関して課題があることから、本県では、乗車中に医療的ケアが必要な児童生徒については、保護者による送迎をお願いしているところです。</p> <p>県では、令和5年度から、スクールバスの利用が困難な医療的ケア児が、家族の付添いなしで安全・安心に通学できるよう、介護タクシーに看護師が同乗し通学を支援する取組をモデル的に実施しており、引き続き、この取組を進める中で、通学に係るニーズの把握や看護師の適切な配置方法などを検討してまいります。</p>

担	教育庁 特別支援教育課 整備計画班
当	教育庁 施設整備課 県立施設第一班、県立施設第二班

<p>件 名</p>	<p>3 学習環境の充実について</p> <p>② 高等部生徒のスクールバス利用（継続）</p> <p>昨年度もお願いしておりますが、小学部・中学部のみではなく、高等部生徒も希望者はスクールバス利用が可能となるようお願いいたします。</p> <p>公共交通機関の乏しい地域にある学校では、高等部生徒も登下校の安全面での配慮が欠かせません。高等部生徒に対しても通学及び学習の保障として、スクールバスの路線設定が可能となりますよう、御検討をお願いいたします。</p>
<p>回 答</p>	<p>高等部生徒の通学方法については、卒業後の自立と社会参加に向け、公共交通機関等を利用して通学することにより社会性等を育成する観点から、自力通学を原則としておりますが、公共交通機関の利用が困難な生徒や、学校や住居の立地地域に交通機関が整備されていないため自力通学が不可能な生徒については、スクールバスの利用を認めているところです。</p>

担	教育庁 特別支援教育課 整備計画班
当	教育庁 施設整備課 県立施設第一班、県立施設第二班

<p>件 名</p>	<p>3 学習環境の充実について</p> <p>③ プール待合室や体育館への冷風機やエアコンの設置（継続）運動場の確保（新規）</p> <p>昨今の夏場の暑さのため、体育館やプールでの活動を止めなければならない状況がありました。</p> <p>現在、特別支援学校の体育館への冷風機等設置のための検討が進んでおりますこと、心より感謝申し上げます。</p> <p>体を動かすことは健康な体をつくる上で欠かせないことであり、体育におけるプール活動や体育館での様々な活動が児童生徒に保障できますよう、早急な対応をお願いいたします。</p> <p>また、十分な運動場が確保できず、借用したり、アスファルトの駐車場を使用したりして対応している実情があります。伸び伸びと活動する場所が必要です。児童生徒が安心して安全に学ぶことができるよう、教育環境の整備を計画的に進めていただけますよう、お願いいたします。</p>
<p>回 答</p>	<p>特別支援学校体育館の暑さ対策については、昨今の猛暑の現状を踏まえ、体育の授業におけるクールダウンなど、熱中症対策に一定の効果が認められているスポットクーラーを全ての特別支援学校に整備したところです。引き続き、児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう、教育環境の整備に努めてまいります。</p> <p>運動場については、児童生徒の健康の保持増進や体力の向上等を図るため、国の基準に基づき整備を行う必要があることから、県教育委員会としては、普通教室等の確保を含めた今後の狭隘化対策の中で、引き続き、教育環境の整備に取り組んでまいります。</p>